

労 政 第 8 8 9 号
令和4年12月13日

福井県経済団体連合会会長 様

福井県産業労働部労働政策課長

企業による奨学金返還支援（代理返還）制度の周知について（依頼）

平素より県の産業労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、独立行政法人日本学生支援機構では、各企業が社員に対して実施している貸与奨学金の返還額の一部又は全額を支援する取組について、令和3年4月より企業から日本学生支援機構に直接送金する「企業の奨学金返還支援（代理返還）制度」を設けています。

本制度は、所得税や法人税等について、下記のとおり企業および従業員双方にメリットがあるだけでなく、人材確保の有効な仕組みだと存じますので、是非、制度活用を御検討くださるよう会員企業等への周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

<この制度により想定されるメリット>

- 企業から直接日本学生支援機構に送金する場合、企業は給与としての損金算入が可能です。
- 本制度を利用している、または、利用予定の企業名、および、返還支援要件等の情報が日本学生支援機構HPに掲載されます。（公表を希望しない場合は、掲載されません。）
- 従業員にとっては、支援を受けた額の所得税が非課税となり得ます。

※制度の詳細については、独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>【日本学生支援機構HP】

【事務担当】

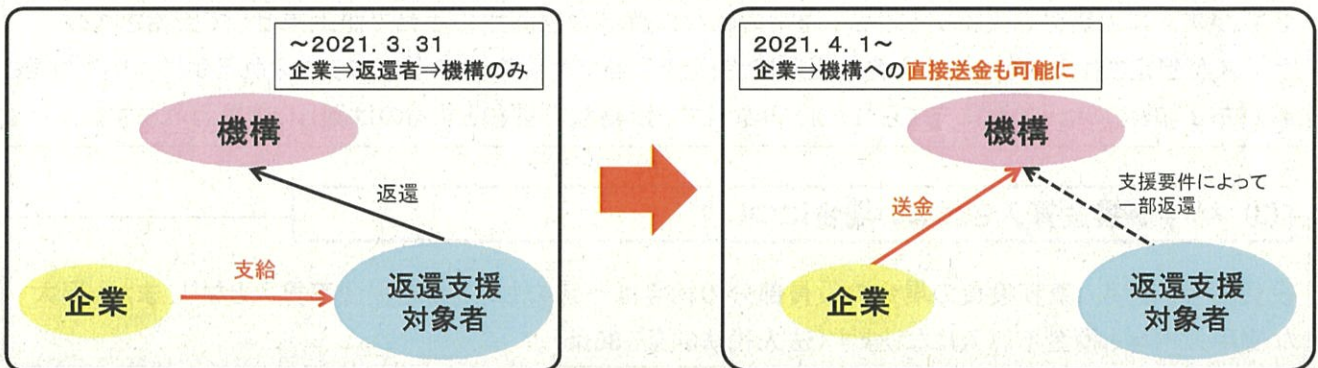
福井県産業労働部労働政策課
雇用対策グループ 瓜生
TEL 0776-20-0390

企業の奨学金返還支援(代理返還)への対応

日本学生支援機構(以下、「機構」という。)では、将来、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、文部科学省と協議のうえ、各企業で実施している奨学金返還支援(代理返還)について、一定の条件の下で直接受け付けることとしています。

1. 奨学金返還支援(代理返還)

機構の貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部又は全部を機構に直接送金することにより支援。



※返還支援対象者 = 企業が奨学金の返還を支援する社員

※これから返還支援を実施する企業にも対応します。

Japan student services organization

企業の奨学金返還支援(代理返還)への対応

2. 本制度を利用する場合(企業から機構へ直接送金すること)の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得ます。

返還者にとって、企業が直接機構に送金することで自身の通常の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額に係る所得税は非課税となり得ます。

※返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

【参考】国税庁HP「質疑応答事例(所得税)」

○奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか(抜粋)

奨学金の返済に充てるための給付は、その①奨学金が学資に充てられており、かつ、その②給付される金品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、③通常の給与に代えて給付されるなど給与課税を潜脱する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学資金と取り扱っても、④課税の適正性、公平性を損なうものではない。

②【法人税】給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

企業にとっては、代理返還は使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入されます。また、「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用を受けることができます。

※賃上げ促進税制: 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%(中小企業の場合40%)を税額控除* *税額控除上限: 法人税額又は所得税額の20%

③【社会保険料】原則として、標準報酬月額算定のもととなる報酬に含めません。

奨学金返還支援(代理返還)による返還金は、原則として報酬に含めません。

※ただし、給与規程等により給与に代えて奨学金返還を行う場合には、報酬に含みます。

3. 本制度を利用される企業に対する機構の対応

本制度の利用企業を当機構のHPに掲載するとともに、大学等に紹介させていただきます。

本制度を利用又は利用予定の企業名及び返還支援要件等の情報を当機構HPに掲載するほか、大学等に紹介します。

※掲載及び紹介することをご了解いただいた企業に限ります。